

## ○笠間市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成 22 年 3 月 18 日

告示第 322 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、新エネルギーの有効利用を図り、地球温暖化の防止と環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システム(以下「発電システム」という。)を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、笠間市補助金等交付規則(平成 18 年笠間市規則第 32 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において発電システムとは、住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆流有りで連系する太陽光発電システム(電力会社との電力受給契約及び余剰電力の販売契約を締結しており未使用品であること。)で、発電設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値が 10 キロワット未満のものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者又は新たに市内に住所を定めようとする者のうち、補助金交付時において現に住所を有している者
- (2) 自ら居住する住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に発電システムを設置する者及び自ら居住するために市内に発電システム付き住宅を購入する者。ただし、住宅の所有権を有しないときは、当該住宅の所有権を有する者から機器の設置に関する同意を得ていること。
- (3) 補助金を申請した年度内にすべての手続きを完了することができる者
- (4) 市町村税を滞納していない者

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、次に掲げる設備の設置等に要する経費とする。

- (1) 架台
- (2) 接続箱
- (3) 直流側開閉器
- (4) 交流側開閉器
- (5) インバータ
- (6) 保護装置
- (7) 発生電力量計
- (8) 余剰電力販売用電力量計(電力会社所有の場合は対象外)
- (9) 配線・配線器具の購入及び据付
- (10) 設置工事費

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、1 キロワット当たり 6 万円に発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値(kW 表示とし、小数点以下 2 桁未満は切捨

てる。)を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときはこれを切捨てた額とする。ただし、25万円を超えるものにあつては、25万円を限度額とする。

## 2 補助金の交付は1住宅につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、発電システム設置工事の着工前又は発電システム付き住宅購入前に笠間市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 発電システムの仕様書
- (2) 発電システム設置等に要する費用の内訳が記載された見積書の写し
- (3) 発電システム付き住宅を購入する場合は住宅の売買契約書(案)の写し
- (4) 新築住宅の場合は建築確認済証の写し
- (5) 設置予定箇所の位置図
- (6) 発電システム設置工事施工前の現況写真
- (7) 市町村税の完納証明書
- (8) 申請者に住宅の所有権がない場合は当該住宅の所有者の承諾書
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、笠間市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付することが適当でないとき認めるときは、笠間市住宅用太陽光発電システム設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき、又は、補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、笠間市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、承認するときは、笠間市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業変更等承認書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、発電システムの設置等が完了した日から30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、笠間市住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書(様式第6号)に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 発電システムの設置等に要した費用の領収書及び内訳書の写し
- (2) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (3) 機器の製造元による保証書の写し
- (4) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性のわかるもの

(5) 発電システムの設置状況を示す写真

(6) その他市長が必要と認めるもの

(補助金交付額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、笠間市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付額確定通知書(様式第 7 号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、笠間市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第 8 号)を市長に提出するものとする。

(財産処分の制限)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、市長の承認を受けた場合を除き、補助金の交付確定を受けた日から起算して 17 年間(法定耐用年数)は、売却等の処分をしてはならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、あらかじめ発電システム財産処分承認申請書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する承認の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、発電システム財産処分承認・不承認通知書(様式第 10 号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定した補助金の全部又は一部を取消すことができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) この要綱に定める規定又は補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 15 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(協力)

第 16 条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、市が取組んでいる太陽光発電などの新エネルギーに関する調査等について協力を求めることができる。

(補則)

第 17 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示は、平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱施行の際、平成 22 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの間において、現に住宅用太陽光発電システムを設置等した者又は設置中の者は、第 6 条の規定にかかわらず、この要綱の規定に基づく申請を行うことができる。